

介護保険福祉用具購入費等の受領委任払いについて

実施目的

介護保険給付制度に伴う福祉用具購入費又は住宅改修費に係る利用者の負担軽減を図ることにより、制度の利用促進につなげ、住み慣れた地域・家庭で自立した生活を送る環境整備を進めることを目的とする。

事業者登録した場合

- ・被保険者の自己負担が一時的に軽減されるため、申請件数が増加する可能性がある。
- ・従来の「償還払い」と併用することが出来るため選択の幅が増える。

従来の提出書類との変更点

- ・様式第1・2号について記入・押印し、申請が必要。（5年ごと更新）
- ・被保険者からは工事費（購入費）の1～3割（負担割合証確認）を受領し、領収書を発行する。その後、規定の書類を提出すると、様似町から残りの7～9割分が事業者を支払われます。
- ・従来の書類に加え、工事終了後の工事費（福祉用具購入費）の全体の金額がわかる書類（内訳書等）を添付する。

費用（福祉用具購入費及び住宅改修費）の流れ

例 住宅改修費20万円の場合（介護負担割合を1割としたケース）

